

若狭町タクシー利用料金助成事業

◆おでかけ応援タクシーチケット事業（要支援・要介護者等対象）

◆重度身体障害者等タクシー料金助成事業（障害者対象）

移動手段の確保が困難な要介護老人や障害者等のための支援策としてタクシー利用料金の助成を行い、生活の利便性と社会活動を支援することを目的とします。

助成内容

1枚 500円分 のタクシー助成券を
年間 48枚（24,000円分） 交付いたします。

※年の途中に申請された方は、資格対象となった月から毎年6月末までの間で、月4枚として換算した枚数を交付いたします。

（使用期間：1年間（7月1日～翌年6月30日）

対象者

町内在住で次のいずれかに該当する方

▶おでかけ応援タクシーチケット事業（要介護老人等）

- ① 在宅で生活する介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けている方で、かつ町民税非課税世帯の方
- ② 人工透析が必要な方で「特定疾病療養受療証」をお持ちの方

▶重度身体障害者等タクシー料金助成事業（障害者）

- ① 身体障害者手帳 1級または2級（下肢・体幹・視覚障害）をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※障害者で自動車税の減免を受けている場合は対象になりません。

利用内容

- ① 乗車料金の範囲内で、1回の乗車につき助成券10枚（5,000円分）まで使用できます。
- ② （一社）福井県タクシー協会に加盟するタクシー事業者で利用できます。
- ③ 若狭町内の個人介護タクシー事業者で利用できます。

※デマンドタクシーには使用できません。

◆申請窓口 若狭町役場 福祉課

※資格が確認できるもの（介護保険被保険者証、障害者手帳等）をご持参ください。

申請窓口/お問い合わせ 若狭町福祉課（0770-62-2703）